様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ほっかいどうでんりょくかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 北海道電力株式会社  （ふりがな）さいとう　すすむ  （法人の場合）代表者の氏名 齋藤　晋  住所　〒060-8677  北海道 札幌市中央区 大通東１丁目２番地  法人番号　4430001022351  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  ②　ほくでんグループレポート2025 | | 公表日 | ①　2025年11月25日  ②　2025年10月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ　ホーム　＞　お知らせ　＞　ほくでんからのお知らせ 2025年度　＞　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  　https://www.hepco.co.jp/info/info2025/pdf/251125.pdf  　P2-3  ②　当社ホームページ　ホーム　＞　企業・IR情報　＞　株主・投資家の皆さまへ　＞　IR情報　＞　ほくでんグループレポート  　https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir\_lib/pdf/hepco\_group\_report\_2025.pdf  　P21 | | 記載内容抜粋 | ①　P2.  生成AIの普及活用をはじめとするDXやGXの進展による電力需要の増加の可能性、気候変動への対応などの世界規模での大きな変化があり、ほくでんグループを取り巻く経営環境は大きく変化しています。このような変化の激しい環境に迅速に対応するために、DXを積極的に展開し、「DX事業戦略」、「データドリブン戦略」、「DX経営基盤」の３つの柱からなる全社DX方針を策定、推進することで、従来の枠組みにとらわれず、業務や価値観を変革し、付加価値の向上と持続的な成長を目指します。  P3.  ほくでんグループ経営ビジョン2035においては、事業変革や持続的な成長を目指し、DXを強力に展開するとともに、これらを支える基盤整備に取り組むこととしています。(DX投資額：2025～2035年度累計300億円程度)DXについては、「DX事業戦略」、「データドリブン戦略」および「DX経営基盤」の３つの柱からなる全社DX方針を策定し、推進しています。  ②　P21.  持続可能で豊かな社会や生活を実現するために、今後10年間において気候変動対策や経済安全保障の重要性がますます高まり、着実な対応が必要になると考えています。  また、人口減少や少子高齢化の影響が顕在化し、日々の暮らしに支障が生じる可能性があります。  こうした社会課題は、デジタル社会の基盤であるエネルギーが安定的に供給され、かつ、脱炭素化が進み、AIやロボット等のデジタル技術が社会に浸透することで解決に繋がっていくものと考えています。  ほくでんグループは、北海道が持つポテンシャルを活かし、課題を解決しながら、2035年の社会像の実現に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方向性によって作成  ②　取締役会にて承認された方向性によって作成 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025） | | 公表日 | ①　2025年11月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ　ホーム　＞　お知らせ　＞　ほくでんからのお知らせ 2025年度　＞　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  　https://www.hepco.co.jp/info/info2025/pdf/251125.pdf  　P2-3 | | 記載内容抜粋 | ①　P2.  さらに取り組みを加速させるため、データやAIの活用を強力に推進し、併せて専門人材の育成や全社員へのデジタルリテラシー教育を充実させ、組織全体のデジタル対応力を底上げすることで、経営基盤の強化を図ってまいります。  P3.  経営指標の可視化に注力しつつ、最新かつ正確なデータをほくでんデジタルプラットフォーム内に蓄積し、重要な経営資源として全社で活用する。  更に高度なデジタル技術を用いて、データに基づく迅速な意思決定を実現することで、業務プロセスを変革し新たな価値創出を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方向性によって作成 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  　P5-7 | | 記載内容抜粋 | ①　P5.  2024年度より、DX推進体制をDX推進部門（情報通信部）主導から事業部門主導へと刷新し、推進体制を強化しています。ほくでんグループ経営ビジョン2035および全社DX方針を踏まえ、各事業部門が自らの業務に即したDX方針を策定し、推進しています。  P6.  デジタルスキル標準（DSS）をもとにほくでんグループDXが必要とする人物像を定義し、人材類型別の教育カリキュラムによりデジタル人材の育成を進めています。  P7.  全社員に対しDX、データ活用、生成AI活用に関するデジタルリテラシー教育を推進します。 DX推進リーダー・DX推進メンバー向けに、人材類型別の育成カリキュラムを用意し、レベルに応じた研修プログラムの受講を促進することで、専門性を備えた人材の育成を進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  　P8 | | 記載内容抜粋 | ①　P8.  ほくでんグループDXを推進するうえで必要不可欠なITシステム・デジタル技術活用環境について、ほくでんデジタルプラットフォーム（クラウド）を中核とした各種リソースの整備を進めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025） | | 公表日 | ①　2025年11月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ　ホーム　＞　お知らせ　＞　ほくでんからのお知らせ 2025年度　＞　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  　https://www.hepco.co.jp/info/info2025/pdf/251125.pdf  　P4 | | 記載内容抜粋 | ①　P4.  「DX事業戦略」、「データドリブン戦略」および「DX経営基盤」の３つの柱からなる全社DX方針において、推進目標を設定し、達成度を可視化・モニタリングすることで、ほくでんグループDXによる変革を確実に進めます。  DX事業戦略  ・既存業務効率化によるコスト削減や新規事業創出による売上拡大により、グループ経営目標である2030年度の連結経常利益700億円以上※／年の達成に貢献する。  データドリブン戦略  ・2026年度末までに経営指標および事業KPIを見える化し、データに基づく経営管理の高度化を実施する。また、データを資産と捉え、適切なデータマネジメント・ガバナンスのもとで蓄積し、データを中心とした業務運用の効率化・高度化や新たな事業価値創出に活用する。  DX経営基盤(人材育成・風土醸成)  ・2027年度末までに、DX専門人材270名の育成を完了するとともに、全社員がデジタルリテラシーに加え、データ分析や生成AIの活用方法を身に付ける。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月25日 | | 発信方法 | ①　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  　当社ホームページ　ホーム　＞　お知らせ　＞　ほくでんからのお知らせ 2025年度　＞　ほくでんグループDXの取り組みについて（2025）  　https://www.hepco.co.jp/info/info2025/pdf/251125.pdf  　P2 | | 発信内容 | ①　P2.  生成AIの普及活用をはじめとするDXやGXの進展による電力需要の増加の可能性、気候変動への対応などの世界規模での大きな変化があり、ほくでんグループを取り巻く経営環境は大きく変化しています。このような変化の激しい環境に迅速に対応するために、DXを積極的に展開し、「DX事業戦略」、「データドリブン戦略」、「DX経営基盤」の３つの柱からなる全社DX方針を策定、推進することで、従来の枠組みにとらわれず、業務や価値観を変革し、付加価値の向上と持続的な成長を目指します。  今後は、さらに取り組みを加速させるため、データやAIの活用を強力に推進し、併せて専門人材の育成や全社員へのデジタルリテラシー教育を充実させ、組織全体のデジタル対応力を底上げすることで、経営基盤の強化を図ってまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「サイバーセキュリティ基本法」に基づく「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」に従い、日々の情報セキュリティ活動を推進。「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」を参照し、当社としての規程・マニュアル類および情報セキュリティ業務を遂行する上での基準等を策定。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。